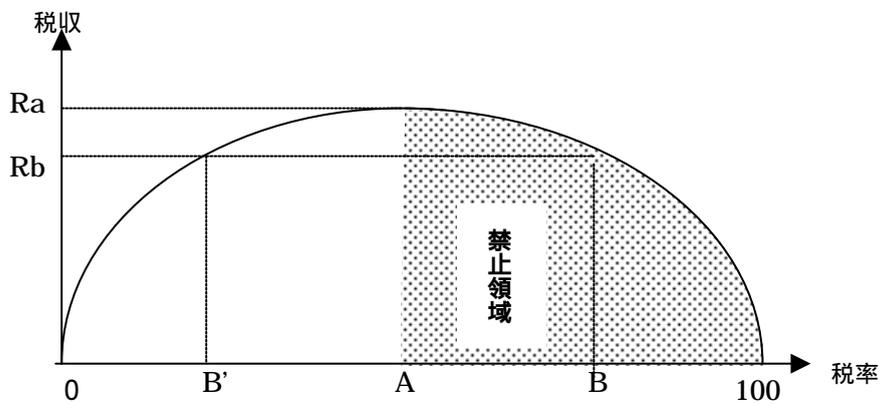


参考資料 1 - 1 ラッファー曲線

税率が 0% のときは、税収は 0 である。税率が 100% となると労働者は勤労意欲を無くすため、労働しなくなりこれもまた税収は 0 である。税率と税収の関係は、下図のようになる。税率が A% までには「正常領域」と呼ばれており、A% で税収は最大となる。税率が A% を越える領域は「禁止領域」と呼ばれている。税率が B% では、政府は Rb の税収を得ることができるが、同じ税収は B' % でも得ることができる。税率が A% を超える場合は、勤労意欲の低下から労働供給が減少し、税収も Ra から低下する。したがって、A% を超える場合は減税を行い、勤労意欲が高揚させることが求められる。その結果、税収の増加ももたらされることが考えられている。



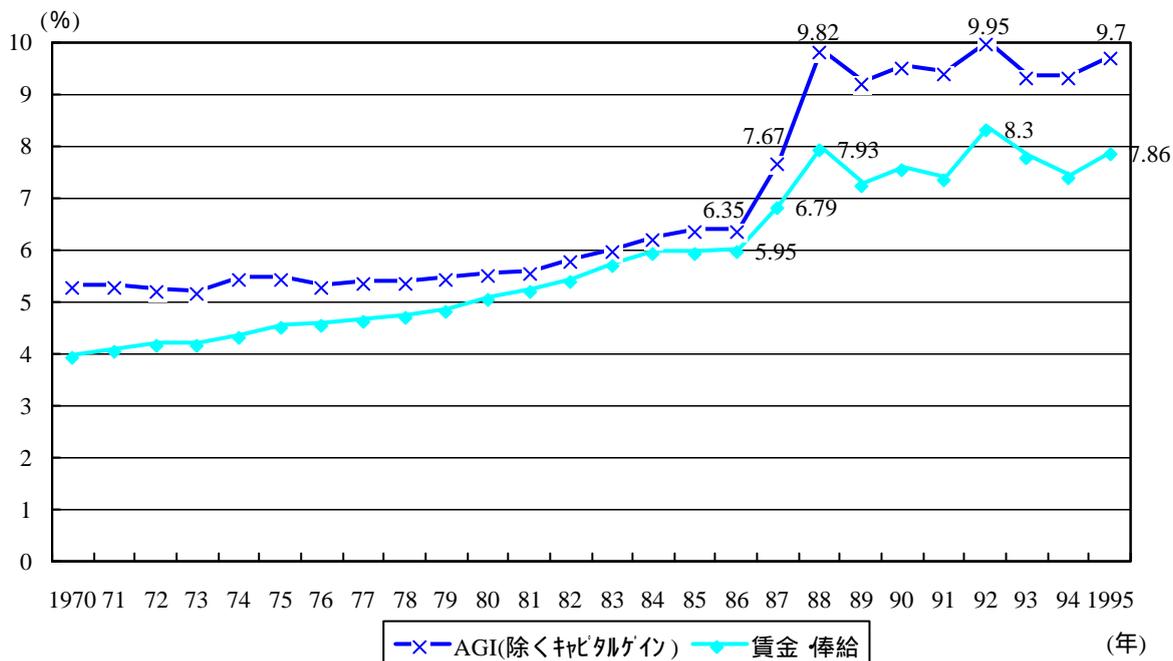
(備考) 1. 橋本(2001)より作成。

参考資料 1 - 2 税制改正の労働供給及び課税所得への影響(総括表)

分析者	分析の目的	分析結果
Bosworth-Burtless (1992)	レーガン税制による労働時間の変化を検討	労働時間の 67-80 年の傾向値と 89 年実績値は、上方に乖離し、労働供給が増加。特に女性の高年齢層と既婚女性の高所得者層の乖離が顕著。
Feenberg-Poterba(1992)	1951-90 年の財務省データから高所得者の所得の変化を検討	TRA86 の影響により、1987 年、1988 年は、上位 0.5%の高所得者のシェアが増加。
Feldstein(1993)	TRA86 による資源配分の効率性の変化を検討	パネルデータを用いて TRA86 の所得税改正による死重的損失の税率弾性値を推計。弾性値は 1.04。
Auten-Carroll (1994)	TRA86 による資源配分の効率性の変化を検討	1985 年から 1989 年までの期間における財務省内部パネルデータを用いて推計。 TRA86 の所得税改正による死重的損失の税率弾性値は 1.33。
Eissa(1995)	TRA86 による高所得者層既婚女性の労働供給の変化を検討	総労働供給への税引後賃金弾性値は 0.8、参加率への税引後賃金弾性値は 0.4 で有意(上位 25%)
Moffit-Wilhelm (1998)	TRA86 による高所得者層男性の労働供給変化を操作変数法により検討	操作変数法により、税率の引下げにより、高所得者層男性の労働時間には変化はなかったが、時間当たりの賃金率は上昇。
Slemrod(1995)	TRA86 による課税所得の増加の分析	課税所得の増加は法人から個人への所得シフトが主因の一つで、労働供給変化による資源配分の効率性等を検討するのに十分な統計的データではない。
Auten-Carroll (1999)	家計所得に与える影響を TRA86 による税制要因、非税制要因、職業に分けて分析	税制要因だけでは、課税所得の tax price(1-限界税率)弾性値は 0.75 であるが、非税制要因を加えると、0.51 に低下。
Carroll-Holtz-Eakin-Rider -Rosen(1998)	TRA86 による経営者の雇用条件の変化を検討	税率低下の雇用、賃金総額への影響は有意。 賃金総額の tax price(1-限界税率)に関する弾性値は 0.37。
Feldstein(1995 b)	1993 年改正による租税回避の影響を考慮した資源配分の効率性の変化を検討	租税回避の結果、予想以下の税収増しか見込めず、高所得者への増税を廃止した場合、死重的損失が 240 億ドル減少。
Feldstein-Feenberg (1995)	1993 年改正による資源配分の効率性の変化を検討	納税者は、限界税率アップに応じて課税所得を減少させた結果、予想税収の約半分の増加のみ。その約 2 倍の死重的損失があり、経済的な効率性は低下。 補正された死重的損失の税率弾性値は 0.74。
Feenberg-Poterba (2000)	1960-95 年の財務省個人所得税データから高所得者の所得の変化を検討	1980 年から 90 年代半ばの期間は、シェアは有意に増加しており、特に TRA86 以降は顕著。

(備考) 1 . 各種資料より作成。

参考資料 1 - 3 上位 0.5%の高額所得世帯の AGI 及び賃金・俸給のシェアの推移



(備考) 1 . Feenberg-Poterba(2000)より作成。

参考資料 1 - 4 資産規模別の C 法人の課税所得

(単位 :10億ドル)

	1\$ -10万\$	10万\$ -50万\$	50万\$ -500万\$	500万\$ -2500万\$	2500万\$ -1億\$	1億\$ -2.5億\$	2.5億\$超
1980	3.47	11.39	27.07	19.68	17.54	14.18	151.32
1986	4.44	12.59	25.33	19.53	20.46	15.80	170.07
1991	1.97	7.14	16.44	14.63	19.59	20.37	265.31

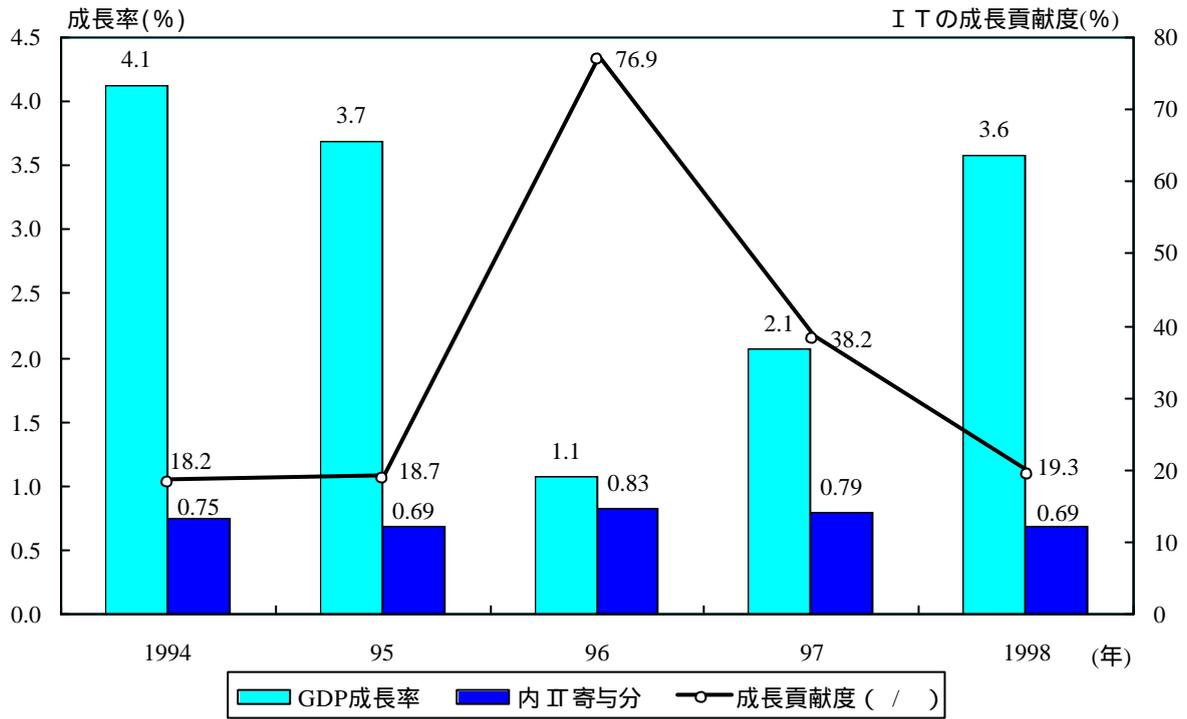
(備考) 1 . Auerbach-Slemrod(1997)より作成。

参考資料 1 - 5 個人所得税率の階層数、税率の推移

改正	階層数	税率
1981 改正年以前	15	14 ~ 70%
1981 年経済再建租税法	14	11 ~ 50%
1986 年税制改革法	2	15%、28%
1990 年包括財政調整法	3	15%、28%、31%
1993 年歳入調整法	4	15%、28%、31%、36%
1997 年納税者負担軽減法	5	15%、28%、31%、36%、39.6%
2001 年経済成長・租税救済調整法	6	10%、15%、27%、30%、35%、38.6%

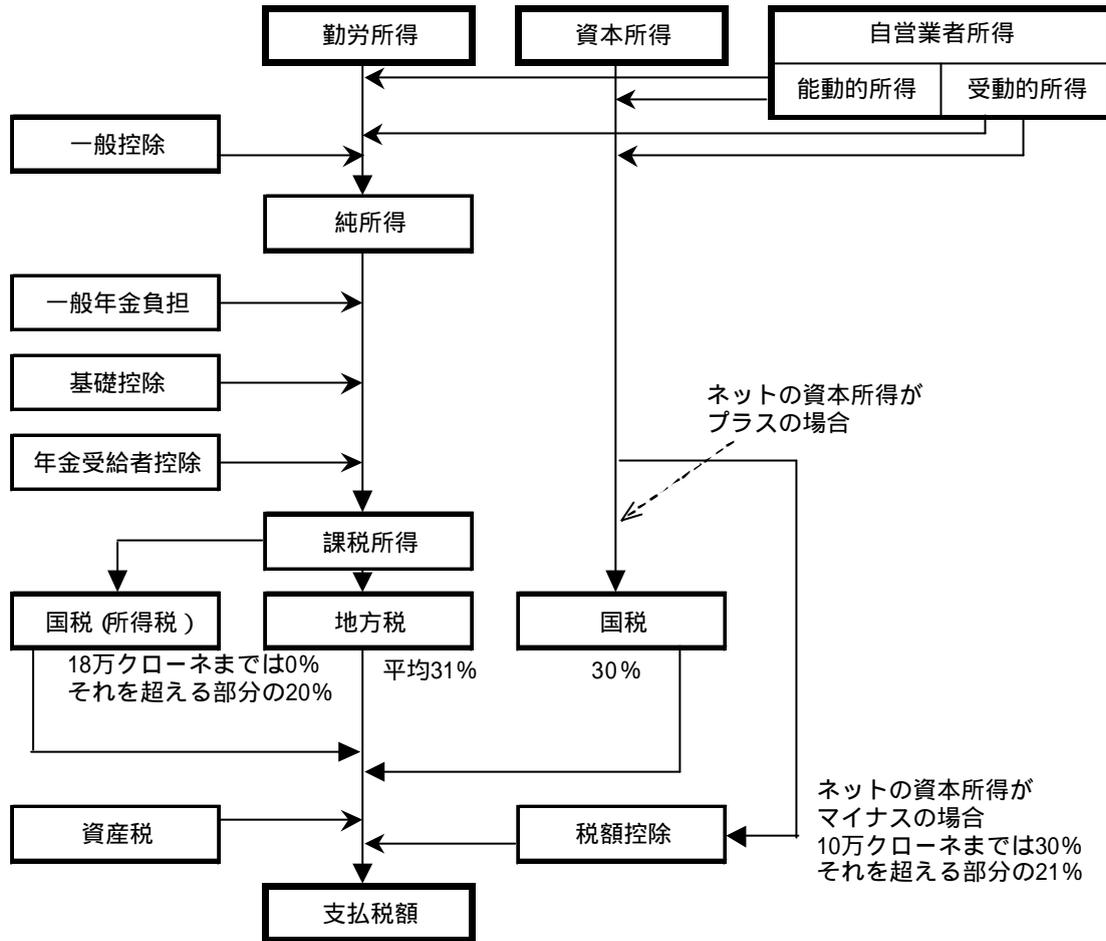
(備考) 1 . 各種資料より作成。

参考資料 2 - 1 経済成長への IT 産業の寄与度



(備考) 1 . Ministry of Industry(2000)より作成。

参考資料 2 - 2 個人所得税の全体像



(備考) 1. Lodin(1991)、RSV ホームページ資料より作成。

2. 自営業者の場合、事業への従事度が高い所得は、能動的所得(Active Income)として事業の分類にかかわらず合算して課税され、従事度が低い所得は受動的所得(Passive Income)として事業の分類別に個別に計算される。これは、自営業者の損益通算は、その分類内で次年度までしか認められないため、受動的所得に関する租税回避を防止するための措置である。

参考資料 2 - 3 各金融資産の課税上の取扱い

金融資産	課税上の取扱い
受取利子・配当	所得として確定した時点(利息受取段階)で全額課税。
有価証券売却益	売却時に実現値に対して課税。
不動産売却益	売却してキャッシュを得た時点で購入額との差額に課税。 持ち家の売却益はその50%が課税ベースに算入される。
私用家具の売却益	売却による年間売却益の内、50,000クローネを超える部分について課税。
ストックオプション	権利行使時の実現値に対して全額課税。
投資信託	満期になり運用益(損)が確定した時点で利子と同様に扱われる。
借入利子	借入の目的を問わず、利払い段階で控除。ネットの資本所得が マイナスの10万クローネまでは全額、それを超える部分は70%を控除。
有価証券売却損	借入利子と原則同じ扱い。ただし、上場株の売却損に関しては、同種の証券 の同年の売却益に対して100%控除が認められる。
不動産売却損	借入利子と原則同じ扱い。ただし、持ち家の売却損に関しては、その50%の みが控除の対象となる(売却益と同じ扱い)。
(年金)	支払を繰り延べた給料と考えられ、勤労所得として課税。ただし、年金受給 者控除有り。 なお、年金基金の運用組織に対しては、年間収益に対して15%の資本所得課 税有り。

- (備考) 1. 馬場(2001)、National Tax Board ヒアリング(2002)より作成。
2. 課税ベース = 名目資本所得の合計 - 借入利子・キャピタルロスの合計 - 資産管理費用。
資産管理費用は、貸金庫の料金や、保護預り料金、証券会社の手数料などの資本取引の
コストを指し、年間 1,000 クローネを超えた部分が控除の対象となる。
3. キャピタルロスについて、購入後かなりの期間が経過し、購入時の価格が不明の場合は、
売却時の価格に 20%をかけて、課税所得とする。

参考資料 2 - 4 SURV (税平衡化基金)

・投資基金制度に代わる新しい準備金として導入されたのが税平衡化基金(SURV)である。この制度を利用すれば、自己資本の30%相当額を準備金として繰入計上でき、それに税率をかけた額を控除できる。自己資本が小さい企業は、給料支払総額の15%相当額を準備金として繰入することができ、それに税率を掛けた額が控除される。

・新たに準備金の引当額の損金化を認めたのは、自己資本(キャピタル)と他人資本(借入)の調達コストを平準化するため(キャピタルゲインはインフレにより課税負担が増加する可能性がある)と、以前の利益に対して損失の相殺を可能とする(キャピタルゲインは、損失リスクが存在する分、コスト高である)ためであるとされている。

・これに関し、企業が赤字を出した場合は、翌年以降の所得から控除することが認められ、繰越の年数の制限はなくなった。

税平衡化基金の求め方

資産総額(課税年度期末)
海外企業の株式(取得コスト35%)
スウェーデン国内の子会社
借入金
SURV額 = - - -
非課税の税平衡化基金 = ×30%

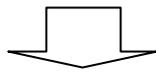
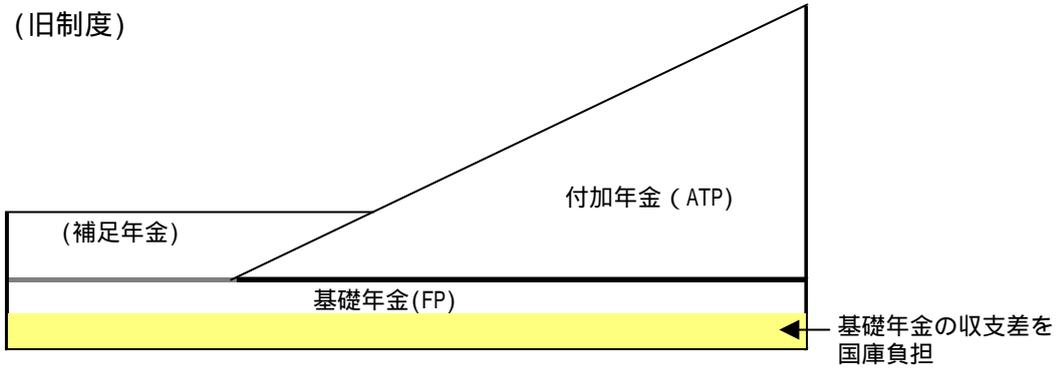
・キャピタルゲインのロックイン効果を和らげる効果

持株会社は、受取配当金(dividend received)は全て課税であるが、利益剰余金(Dividens declared)に関しては、控除可能であるので、持株会社は、SURV準備金制度の適用を受けられない。

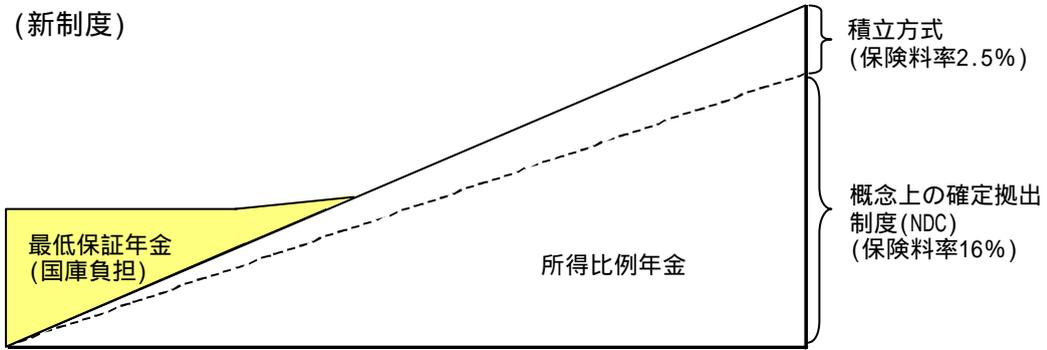
上場企業については、株式のキャピタルゲインは、控除対象となる特別ルールがある。その代わりに、株式時価値の2%(株式投資資金の1.5%)を期初の時点で所得に加えることが必要である。この目的は、現在のキャピタルゲインが顕在化されないままに内部留保されるというロックイン効果を軽減するためのものである。

参考資料 2 - 5 スウェーデンの公的年金制度体系の改革

(旧制度)



(新制度)



(備考) 1 . 財政制度等審議会(2001)より作成。

参考資料 2 - 6 ライフサイクルでの税額の相違

支出時期の違いによる相違

	「前期」支出者		「後期」支出者	
	前期	後期	前期	後期
(1)賃金所得	2000	2000	2000	2000
(2)利子所得	0	0	0	100
(3)税額:(1)+(2)の50%	1000	1000	1000	1050
(4)貯蓄	0	0	1000	-1000
(5)消費(1)+(2)-(3)-(4)	1000	1000	0	2050
総税額の現在価値	1952.4		2000	

稼得時期の違いによる相違

	「前期」稼得者		「後期」稼得者	
	前期	後期	前期	後期
(1)賃金所得	2000	0	0	2100
(2)利子所得	0	100	0	0
(3)税額:(1)+(2)の50%	1000	50	0	1050
(4)貯蓄	1000	-1000	0	0
(5)消費(1)+(2)-(3)-(4)	0	1050	0	1050
総税額の現在価値	1047.6		1000	

- (備考) 1. Sorensen(ed.)(1998)より作成。
 2. 現在価値は前期の税額と後期の税額の割引価値の合計として計算。課税前利率は10%、所得税率は50%、割引率は課税後利率と等しい5%として仮定。
 3. 「後期」稼得者の賃金所得は割引率5%を用いて2000の現在価値に換算した数値。

参考資料 2 - 7 北欧諸国における二重課税の回避策

国	法人内部における株式配当とキャピタルゲインの法人所得税上の取扱い		子会社株式の実現キャピタルゲイン	法人所得税 - 個人所得税の統合方法	
	受取り配当			分配利潤	留保利潤
	国内子会社	条約国の外国子会社			
ルウエー	完全インビュテーション方式	源泉からグロスアップ方式での税額控除	子会社の課税後留保利潤を超えるゲインのみが個人所得税として課税	完全インビュテーション方式: 超過控除は還付されず	子会社の課税後留保利潤を超えるゲインのみが課税
フィンランド	完全インビュテーション方式	免除	ゲインが通常の法人所得税の対象	完全インビュテーション方式: 超過控除は還付されず	統合なし。個人所得に28%課税
スウェーデン	免除	免除	ゲインが通常の法人所得税の対象	統合なし。個人所得に30%課税	統合なし。個人所得に30%課税
デンマーク	免除	免除	3年未満保有: 課税 3年以上保有: 免税	個人所得税軽課 3.4万 Dkr 以下: 25% 3.4万 Dkr 超: 40%	個人所得税軽課 3年未満保有: 41-62% 3年以上保有: 25/40%

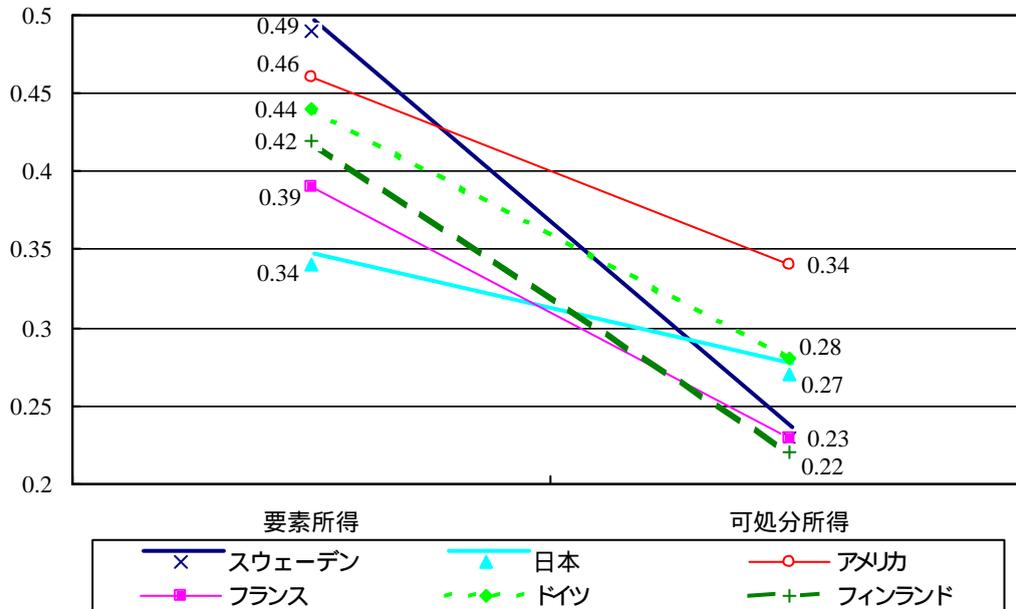
- (備考) 1. Cnossen(1997)より作成。
 2. 1997年時点での制度。Dkr = デンマーククローネ。

参考資料 2 - 8 北欧諸国の景気関連指標の動き

国	デンマーク		フィンランド		ノルウェー		スウェーデン	
	1982-86	1986-92	1987-90	1990-92	1984-87	1987-92	1986-89	1989-92
項目	消費と所得の伸び率(%)							
家計消費	3.4	0.7	3.1	-2.0	4.3	-0.3	3.4	0.1
可処分所得	1.3	1.6	2.6	0.4	1.6	1.6	1.6	3.2
	マクロ経済の変化(%ポイント)							
家計貯蓄率	-15.6	9.9	-2.1	5.7	-11.5	11.2	-6.2	12.3
個人借入金利	-22.1	15.6	-4.9	12.6	-13.6	19.0	-5.8	13.8
実質住宅費	78	-24	35	-50	25	-41	32	-14
失業率	-2.7	4	-1.7	9.7	-1	3.8	-0.9	3.7
国民可処分所得への政府純貸付	8	-7	5	-13	-4	-6	7.8	-15.4

(備考) 1 . Agell-Berg-Edin(1995)より作成。

参考資料 2 - 9 課税前後でのジニ係数の国際比較



(備考) 1 . OECD “Economic Survey 1999 Sweden”より作成。

2 . 要素所得 = 給与 + 利子・配当 + 譲渡所得。

可処分所得 = 要素所得 + 社会保障給付 - 税金等政府支払。

参考資料 2 - 10 北欧諸国の税制の推移

	年	勤労所得税率	資本所得税率	法人税率
デンマーク	導入前	48 ~ 73 %	48 ~ 73 %	40 %
	1987	50 ~ 68 %	50 ~ 56 %	50 %
	1994	38 ~ 58 %	38 ~ 58 %*	34 %
	2000時点	32.8 ~ 59.7 %	32.8 ~ 59.7 %*	32 %
フィンランド	導入前	25 ~ 56 %	25 ~ 56 %	37 %
	1993	"	25 % (比例税率)	25 %
	2000時点	23.2 ~ 57.8 %	29 % (比例税率)	29 %
ノルウェー	導入前	26.5 ~ 40.5 %	26.5 ~ 40.5 %	50.8 %
	1992	28 ~ 41.7 %	28 % (比例税率)	28 %
	2000時点	28 ~ 47.5 %	"	"
スウェーデン	導入前	36 ~ 72 %	36 ~ 72 %	52 %
	1991	31 ~ 51 %	30 % (比例税率)	30 %
	2000時点	31 ~ 56 %	"	28 %

- (備考) 1. Sorensen(ed.)(1998)、税制調査会資料より作成。
 2. 平均的地域における地方所得税を含む数値。
 3. スウェーデンの導入前の法人税率は、利潤配分税を除く。
 4. デンマークの資本所得は、94年以降株式所得は別税率表を適用。2000年時点では、3年超保有株式等に係る譲渡益・配当には、25~40%の税率が適用される。

参考資料 2 - 1 1 自営業者の課税所得計算の手法

所得分割の方法 フェンスモデルとソースモデル

所得分割の方法として、A 自営業者の所得と資産を「事業領域」と「個人領域」とに分離し、企業に内部留保された所得と株主の私的な消費や貯蓄のために引き出された所得を分離するフェンスモデル(Fence Model)と、B 自営業者の総所得を資本所得部分と勤労所得部分に分割するソースモデル(Source Model)が挙げられる。

フェンスモデルは資産負債を事業領域と個人領域に分離することの恣意性から、個人的消費活動よりも事業領域での貯蓄を選択しがちであり、凍結(ロックイン)効果をもたらす傾向にある。ソースモデルの方が課税の中立性という観点では優れているが、小規模事業者への税制優遇の観点もあり、ソースモデルとフェンスモデルの折衷的な制度をとる国も存在する。

労働所得と資本所得のどちらを先に計算するか

所得分割を行うに際し、A 賃金所得をオーナー経営者に帰属させてから、残りの事業所得を資本所得として分類する方法、B 収益を企業に投資した資本に帰属させてから、残りの事業所得を勤労所得として分類する方法が考えられる。

しかし現実には、Aの手法では、その個人の労働の付加価値や平均的な賃金率を当局が定めるのは困難であること、及び賃金所得を先に決めると、その後事業所得の増大に対しては資本所得の比例税が適用され、逆進的に働く傾向があることから、北欧諸国では全てBの方法が採られている。

金融資産と金融負債の取扱い

企業の金融資産や負債を帰属収益の算定ベースに含めるべきかという問題がある。これについては、「グロス方式」と「ネット方式」の二つの方式が考えられる。

- ・グロス方式 勤労所得 = グロス利潤(利子控除前利潤) - グロス事業資産からの帰属収益
 - ・ネット方式 勤労所得 = ネット利潤(利子控除後利潤) - ネット事業資産からの帰属収益
- 下図の通り、帰属収益率 = 利子率であれば、両方式での計算結果は同じになる。

損益計算書		貸借対照表			
総売上高	500,000	資産の部		負債、資本の部	
事業費	200,000	事業資産	1,000,000	事業負債	800,000
利子控除前利潤(グロス利潤)	300,000			自己資本	200,000
支払利子(10%)	80,000		1,000,000		1,000,000
利子控除後利潤(ネット利潤)	220,000				
グロス方式		ネット方式			
1. グロス事業資産	1,000,000	1. ネット事業資産=事業資産-事業負債		200,000	
2. 帰属収益: 1の10%	100,000	2. 帰属収益: 1の10%		20,000	
3. 勤労所得=グロス利潤-帰属収益	200,000	3. 勤労所得=ネット利潤-帰属収益		200,000	
4. 資本所得=帰属収益-支払利子	20,000	4. 資本所得=帰属収益		20,000	

ただし、帰属収益率が利子率より高ければ、グロス方式の方がネット方式よりも資本所得が大きくなり(従って納税額が少なくなる)、利子率より低ければ逆の結果になる。

金融資産、負債を算定ベースに含めるグロス方式では、帰属収益率と利子率の乖離が大きいと税引後収益への影響が大きいため、投資の資金調達に歪みをもたらすとの批判がある。

一方、ネット方式では帰属収益率と利子率の差を使って、個人事業主が自らの個人負債を事業負債として計上するなどによる租税裁定の余地がある。

帰属収益率の計算方法

投下資本収益の推定のためには、帰属収益率の設定が必要となる。これは自営業者の資産と負債に係る利子率と一致すべきであるが、そもそも貯蓄の利子率と借入の利子率は相違しており、バランスシートの構成、資金調達手段によって変わってくるため、適切な標準として使える現行市場利子率は存在しない。また、帰属収益率には帰属収益に見合ったリスクプレミアムを含めるかどうか判断が分かれる。

最終的に帰属収益率を高く設定すれば、非法人企業への投資に対してプラスの影響を与えるが、中立性の観点から問題となってくる。

上記の手法と問題点を踏まえ、北欧諸国で実際に採用されているルールは、次項の表の通りである。

表 北欧諸国で採用されている手法

	ノルウェー	フィンランド	スウェーデン	デンマーク
ソースモデルか、フェンスモデルか？	ソースモデル。利益は時価ベースで分割・配分される。	ソースモデル。利益は時価ベースで分割・配分される。	フェンスモデル。留保した勤労所得に法人所得税率での課税。利益は企業からの引き出された所得にだけ基づいて分割される。	フェンスモデル。留保した勤労所得に法人所得税率での課税。利益は企業からの引き出された所得にだけ基づいて分割される。ソースモデルはオプションとして存在。
適用対象は誰か？	1. 自営業者 2. 利益の 3 分の 2 以上の権利を有する少なくとも全株式の 3 分の 2 以上を有する閉鎖会社の能動的株主	1. 自営業者 2. 証券取引所に上場していない全企業	1. 自営業者 2. 閉鎖会社の能動的株主	1. 自営業者のみ
最初に算定するのは勤労所得か資本所得か？	資本所得	資本所得	資本所得	資本所得
グロス方式か、ネット方式か？	グロス方式	ネット方式	ネット方式	ネット方式。ソースモデルが選択された場合は、グロス方式。
収益率はどのように仮定されるか？	5 年の政府債の金利 + 6 %	18%	10 年の政府債の金利 + 1%	当該年の最初の 6 ヶ月間の平均金利
当期損失はどのように扱われるか？	1. 他の所得源泉からの当期所得と基本税率での相殺 2. 10 年間の繰越し	1. 他の所得源泉からの当期所得と法人所得税率で税控除を通じての相殺 2. 10 年間の繰越し	1. 前年までの内部留保と当期の勤労所得との相殺 2. 無期限の繰越し	1. 前年までの内部留保、当期資本所得、当期勤労所得との相殺 2. 5 年間の繰越し

(備考) 1 . Cnossen(1997)、Sorensen(ed.)(1998)、Lindhe-Sodersten-Oberg(2001)より作成。

謝辞

本レポートの作成に当たっては、数多くの有識者の方々による御理解、御協力を得てきました。特にヒアリングにおける貴重な御指導及び御助言を賜ることなくしては、本レポートの作成は困難でありました。以下、分野別にヒアリングに快く応じていただきました各位の御名前及び所属を併せて記し(50音順)、改めて感謝の意を表したいと存じます。

米国レーガン政権期の税制改革

田近栄治 一橋大学大学院 教授

William G.Gale The Brookings Institution Senior Fellow

スウェーデンの税制改革 - 二元的所得税制

馬場義久 早稲田大学政治経済学部 教授

森信茂樹 財務総合政策研究所 次長

Anders Kristoffersson スウェーデン財務省 Director

Bjorne Sjokvist National Tax Board Tax Director

David Domeij ストックホルム経済大学経済学部 助教授

Jan Södersten ウプセラ大学経済学部 教授

Martin Palme ストックホルム大学経済学部 助教授

Mats Henriksson National Tax Board Tax Commissioner

Stefan Bergqvist National Tax Board Head of International Unit